

# 山口県報

平成20年  
7月15日  
(火曜日)

## 目次

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| 告示                                    | 一 |
| 母子保健法の規定により徴収する費用の額に関する告示の一部改正(健康増進課) | 一 |
| 保安林の指定(森林整備課)                         | 二 |
| 土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課)                | 二 |
| 公有水面の埋立ての免許の出願(港湾課)                   | 三 |
| 公告                                    | 三 |
| 平成二十年度山口県補正予算の要領の公表(財政課)              | 六 |
| 契約の締結(情報企画課)                          | 六 |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)      | 七 |
| 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)         | 七 |
| 建築士の免許の取消し(建築指導課)                     | 八 |
| 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)                  | 八 |
| 雑報                                    | 八 |
| 公文書の開示の状況の公表                          | 八 |
| 個人情報開示、訂正及び利用停止の状況の公表                 | 九 |

### 山口県告示第三百五十二号

母子保健法の規定により徴収する費用の額に関する告示(昭和五十九年山口県告示第五百三三号)の一部を次のように改正する。



平成二十年七月十五日

山口県知事 二井 関成

表の備考「中」及び同法附則第5条第3項を「並びに附則第5条第3項及び第5条第4第6項」に改める。

### 山口県告示第三百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十年七月十五日

山口県知事 二井 関成

#### 一 保安林の所在場所

長門市深川湯本字殿ノ奥六六二の一、六六三、六六四、六六五の七、六六六の一から六六六の五まで

#### 二 指定の目的

水源のかん養

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

長門市深川湯本字殿ノ奥六六五の七・六六六の一・六六六の四(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

#### 一 保安林の所在場所

美祿市大嶺町北分字黍ヶ迫一〇三八、一〇四一から一〇四六まで、一〇四八から一

〇六八まで、一一六〇、一一六一、一一六三から一一六七まで、一一六九、一一六九の二、一一六九の三、一一六九の四、一一六九の五、一一六九の七、一一六九の八、一一六九の九から一一六九の二八まで、一一七〇から一一八五まで、一一八五第一、一一八六、一一八六第一、一一八七から一九二まで、一九二一の六から一九二二の二まで、一九二二の三、一九二二の四、一八八二から一八九〇まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市大嶺町北分字黍ヶ迫一〇四三・一〇四五・一〇四九から一〇五二まで・

一一六四・一一六九の二・一一六九の七・一一七九・一一八〇(以上一一筆

について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

萩市大字明木字野口四一七の二、四一七の三、字東畑四一八、四二二の一、字三九

郎畑四二三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字明木字東畑四一八・四二二の一・字三九郎畑四二三(以上三筆につい

て次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

長門市西深川字船木五〇六、字黒岩五〇六の一、五〇六の一〇、五〇六の三七、五

〇六の四九、五〇六の五〇、九六四、字石小場五〇六の五五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

長門市西深川字船木五〇六・字黒岩五〇六の一・五〇六の一〇・五〇六の四

九・五〇六の五〇・九六四・字石小場五〇六の五五(以上七筆について次の図に

示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百五十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)(第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十年七月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 起業者の名称  
和木町
- 二 事業の種類  
和木三丁目地区コミュニティ活動拠点施設(仮称)整備事業
- 三 起業地
  - (一) 収用の部分  
玖珂郡和木町和木三丁目地内
  - (二) 使用の部分  
なし
- 四 事業の認定をした理由
  - (一) 法第二十条第一号関係  
和木三丁目地区コミュニティ活動拠点施設(仮称)整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三十二条第三十二号に掲げる施設に関するものである。
  - (二) 法第二十条第二号関係  
本件事業の起業者である和木町は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。
  - (三) 法第二十条第三号関係
    - ア 本件事業の施行により得られる利益は、地域住民の交流及び防災の拠点となる施設を整備することにより、起業地及びその周辺地域の活性化が図られること並びに地域住民の安全を確保することである。
    - イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設(以下「本件施設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。
    - ウ 本件事業の起業地は、利用者の利便性が高いこと、災害の発生時に安全に出入りを行うことができること等を条件として、二案について比較検討した上で選定されている。
    - エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

- (四) 法第二十条第四号関係  
するものであると認められる。  
本件事業は、地域住民の交流及び防災の拠点となる施設を整備することにより起業地及びその周辺地域の活性化を図るとともに地域住民の安全を確保するため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。
  - 五 起業地を表示する図面の縦覧場所  
和木町役場
- 山口県告示第三百五十五号**
- 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許の申請があった。
- 同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成二十年七月十五日から同年八月四日までの間、山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及び上関町役場において公衆の縦覧に供する。
- 平成二十年七月十五日
- 山口県知事 二井 関成
- 一 埋立区域
    - (一) 位置
      - 1 第一区  
熊毛郡上関町大字長島字獺水八七七の一から同大字平野八七九の一に至る土地の地先公有水面
      - 2 第二区  
熊毛郡上関町大字長島字田子ノ浦七四四の一から同大字田ノ浦七九八の三に至る土地の地先公有水面
      - 3 第三区  
熊毛郡上関町大字長島字田子ノ浦七四四の一地先公有水面
    - (二) 区域
      - 1 第一区  
次の1の地点から6の地点までを順次結んだ線及び1の地点と6の地点を結ぶ平成十九年秋分の満潮位(D.L. + 二・九五メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2 第二区

次の7の地点から24の地点までを順次結んだ線及び7の地点と24の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域のうち、島の陸地と満潮位における公有水面との境界線に囲まれた区域を除く区域

3 第三区

次の25の地点から39の地点までを順次結んだ線及び25の地点と39の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

- 1の地点 熊毛郡上関町大字長島字鼻ぐりの鼻線三等三角点(北緯三三度四七分〇四・七三三秒東経一三二度〇一分二八・二五五秒)(以下「基準点」という。)
- 2の地点 1の地点から三三度〇〇分〇〇秒一〇・七二メートルの地点
- 3の地点 2の地点から八一度〇〇分〇〇秒四・九五メートルの地点
- 4の地点 3の地点から三三度〇〇分〇〇秒四・〇〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から八一度〇〇分〇〇秒二九・〇五メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一七一度〇〇分〇〇秒四〇・〇〇メートルの地点
- 7の地点 基準点から七五度四三分一〇秒一、〇八八・四七メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒六一・四八メートルの地点
- 9の地点 8の地点から〇度〇〇分〇〇秒五・五〇メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒一八六・七二メートルの地点
- 11の地点 10の地点から三二五度〇〇分〇〇秒九六・七二メートルの地点
- 12の地点 11の地点から三二五度〇〇分〇〇秒一四・〇三メートルの地点
- 13の地点 12の地点から三二五度〇〇分〇〇秒一四・〇三メートルの地点
- 14の地点 13の地点から四五度〇〇分〇〇秒〇・五五メートルの地点
- 15の地点 14の地点から三二五度〇〇分〇〇秒六・七二メートルの地点
- 16の地点 15の地点から〇度〇〇分〇〇秒三七・二二メートルの地点
- 17の地点 16の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒〇・五五メートルの地点
- 18の地点 17の地点から〇度〇〇分〇〇秒二四・〇〇メートルの地点
- 19の地点 18の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒四・九五メートルの地点
- 20の地点 19の地点から〇度〇〇分〇〇秒六・五〇メートルの地点
- 21の地点 20の地点から六〇度〇〇分〇〇秒一・一五メートルの地点
- 22の地点 21の地点から三三〇度〇〇分〇〇秒六・一九メートルの地点
- 23の地点 22の地点から六〇度〇〇分〇〇秒九〇・八八メートルの地点
- 24の地点 23の地点から〇度〇〇分〇〇秒四・六二メートルの地点
- 25の地点 基準点から七四度五二分三一秒一、三六四・二五メートルの地点

- 26の地点 25の地点から二〇度〇〇分〇〇秒一八・二六メートルの地点
- 27の地点 26の地点から三〇〇度〇〇分〇〇秒四・九五メートルの地点
- 28の地点 27の地点から二〇〇度〇〇分〇〇秒二一・〇〇メートルの地点
- 29の地点 28の地点から二二〇度〇〇分〇〇秒四・九五メートルの地点
- 30の地点 29の地点から二二〇度〇〇分〇〇秒四・〇〇メートルの地点
- 31の地点 30の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒三・三〇メートルの地点
- 32の地点 31の地点から〇度〇〇分〇〇秒四・九五メートルの地点
- 33の地点 32の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒六・〇〇メートルの地点
- 34の地点 33の地点から一八〇度〇〇分〇〇秒四・九五メートルの地点
- 35の地点 34の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒一三・四〇メートルの地点
- 36の地点 35の地点から〇度〇〇分〇〇秒四・九五メートルの地点
- 37の地点 36の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒二二・〇〇メートルの地点
- 38の地点 37の地点から一八〇度〇〇分〇〇秒四・九五メートルの地点
- 39の地点 38の地点から二七〇度〇〇分〇〇秒二三・〇七メートルの地点

(三) 面積

- 1 第一区 九、八四五・五五平方メートル
- 2 第二区 一一六、六六〇・六六平方メートル
- 3 第三区 一、五二一・五九平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

- 1 第一区
  - 熊毛郡上関町大字長島字獺水八七七の一、同大字字庄正八〇六及び八七八並びに同大字字平野八七九の一内地並びに同大字字イワシ浜二七五四から同大字字平野二七八三に至る土地の地先
- 2 第二区
  - 熊毛郡上関町大字長島字田子ノ浦七四四の一及び二〇九九の一、同大字字前田ノ浦二一〇〇の一、二七〇八、二七一〇、二七一〇、二七二〇、二七二一の一、二七二二の一及び二七二二、同大字字田ノ浦七四九の一から七四九の三まで、七五四、七五六から七五九まで、七六〇の一、七六〇の二、七六二、七六三、七六九、七七一から七七三まで、七八二から七八四まで、七九〇、七九五、七九八の一、七九八の四、二七二三、二七二四、二七二六、二七二七の一、二七二七の

二、二七三二、二七三三から二七三六まで、二七三九及び二七四〇の一、同大字字先田ノ浦二七四八の一、同大字字田ノ浦七四九の三から同字七五七までに沿接する道路、同大字字前田ノ浦二七〇八から同大字字田ノ浦二七二七の一までに沿接する町道田ノ浦線、同大字字前田ノ浦二七二二から同大字字田ノ浦七六二までに沿接する道路、同字二七二四及び二七二六に沿接する町道四代ノ田の浦線並びに同字七八四に沿接する水路地内並びに同大字字田ノ浦二〇九五から同大字字現後八〇五に至る土地の地先

3 第三区

熊毛郡上関町大字長島字田子ノ浦七四四の一地内及び同大字字白浦七一四から同大字字田子ノ浦二〇九五に至る土地の地先

(二) 区域

1 第一区

次の①の地点から④の地点までを順次結んだ線、④の地点と⑤の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、⑤の地点から⑫の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑫の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2 第二区

次の⑬の地点から⑰の地点までを順次結んだ線、⑰の地点と⑱の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、⑱の地点から⑳の地点までを順次結んだ線及び⑬の地点と㉑の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

3 第三区

次の㉒の地点、㉓の地点、㉔の地点、㉕の地点の各地点を順次結んだ線、㉓の地点と㉖の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、㉖の地点から㉗の地点までを順次結んだ線及び㉘の地点と㉙の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から三四度一分四六秒一、四二二・四七メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三五〇度五九分五九秒三二六・四九メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から八一度〇〇分〇四秒七九・九四メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一七一度〇〇分〇三秒四〇四・五四メートルの地点
- ⑤の地点 基準点から四七度三九分二一秒一、八一五・三七メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一七〇度四六分〇五秒三・三五メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二二二度二四分三一秒二四・二七メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二四三度四三分五五秒一六六・九六メートルの地点

- ⑨の地点 ⑧の地点から二六二度三三分一六秒三八・四八メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二八七度三六分二四秒九六・二五メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から三五一度〇〇分四三秒四・四一メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三五〇度五九分五八秒三・四一メートルの地点
- ⑬の地点 基準点から七七度五三分二六秒一、一二九・七二メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から一八〇度〇〇分〇一秒二九三・一六メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から二六八度〇〇分三六秒四二七・六二メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から三〇六度〇〇分〇一秒三五八・七七メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から三五五度二七分一三秒八四〇・一一メートルの地点
- ⑱の地点 基準点から三七度三三分〇一秒一、一二五・六〇メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から九五度二四分〇一秒一七七・六五メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から一三度五一分三〇秒二五・三一メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から〇度〇〇分〇一秒三一・二六メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から八九度五九分二一秒二一・五六メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から一七九度五八分三一秒三三・二九メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から一六七度四六分五九秒三〇・六七メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から五一度二一分二〇秒一〇三・六四メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から五六度一九分四六秒三九・二二メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から四二度〇九分五一秒四四・六四メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から五四度二二分五七秒三九・六八メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から一五度二六分二九秒一一四・四九メートルの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から一四六度三七分五六秒八二・七一メートルの地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から八〇度〇一分〇九秒二三・〇七メートルの地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から二三度五二分四八秒九一・六四メートルの地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から一一度二九分三秒二九・九三メートルの地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から二〇三度一六分五一秒二五・四三メートルの地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から二〇度二七分〇五秒四四・六一メートルの地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から一七二度五〇分二三秒八四・七二メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から一六七度三三分〇九秒二七・三七メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から一五三度二〇分三秒三三・一〇メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から二〇四度二七分五二秒二九三・六九メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から二七〇度〇〇分〇一秒一八・一一メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から二七〇度〇〇分〇一秒〇・四二メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から六八度四七分一四秒一、七〇五・七九メートルの地点

- ④③の地点 ④②の地点から一八〇度〇〇分〇六秒六五六・五〇メートルの地点
- ④④の地点 基準点から七五度二分〇九秒一、二七二・五八メートルの地点
- ④⑤の地点 ④④の地点から一八度一八分〇四秒七六・八四メートルの地点
- ④⑥の地点 ④⑤の地点から九〇度〇〇分二五秒四〇・五〇メートルの地点
- ④⑦の地点 ④⑥の地点から一五一度一七分五五秒四三・八一メートルの地点

(二) 面積

- 1 第一区 三〇四、七二〇・六四平方メートル
  - 2 第二区 七三九、六〇七・四二平方メートル
  - 3 第三区 二四〇、三二四・五七平方メートル
- 三 埋立地の用途  
発電所用地  
出願人  
広島市中区小町四番三三三号  
中国電力株式会社  
取締役社長 山下 隆
- 五 出願の年月日  
平成二十年六月十七日



(二九六) 平成二十年度山口県補正予算の要領の公表

平成二十年六月山口県議会定例会で議決された平成二十年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成二十年七月十五日

山口県知事 二井 関成

平成20年度山口県一般会計補正予算(第1号)

平成20年度山口県の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。  
(債務負担行為の補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。  
第1表 債務負担行為補正  
追 加

| 事 項                            | 期 間              | 限 度       | 備 考 |
|--------------------------------|------------------|-----------|-----|
| 1 漁業取締船建造工事の年度を越える工事を一括契約すること。 | 平成20年度から平成21年度まで | 638,862千円 |     |

(二九七) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十年七月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量  
人事給与福利厚生システム構築及び運用管理業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成二十年五月三十日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社日立情報システムズ 東京都品川区大崎二丁目一番一号
- 六 落札金額  
三億五千六百五十二万二千二百五十円
- 七 入札公告日  
平成二十年三月二十八日
- 八 その他
  - (一) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成
  - (二) 調達方法  
購入等
  - (三) 落札方式

総合評価

(二九八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。  
 変更後の定款は、平成二十年八月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年七月十五日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十年六月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人長門市手をつなぐ親の会

代表者の氏名 福田 修三

主たる事務所の所在地 長門市油谷新別名九六四番地

(二九九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十年八月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年七月十五日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十年六月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人国際環境支援ステーション

代表者の氏名 脇坂 宣尚

主たる事務所の所在地 宇部市常盤町一丁目六番四四号

(三〇〇) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十年七月十五日から同年十一月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年七月十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルシヨク床波店

所在地 宇部市床波一丁目七番七号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社サンリブ

住所 北九州市小倉北区金田一丁目三番三三号 代表者の氏名 岩切 陽親

三 変更に係る事項の概要

| 変更に係る事項       | 変更前 | 変更後 |
|---------------|-----|-----|
| 駐車場の自動車の出入口の数 | 三箇所 | 二箇所 |

四 届出年月日

平成二十年七月二日

五 変更年月日

平成二十年七月三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルシヨク床波店

所在地 宇部市床波一丁目七番七号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社サンリブ

住所 北九州市小倉北区金田一丁目三番三三号 代表者の氏名 岩切 陽親

三 変更に係る事項

廃棄物等の保管施設の位置

- 四 届出年月日  
平成二十年七月二日
- 五 変更年月日  
平成二十年七月三日

(三〇一) 建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消しました。

平成二十年七月十五日

山口県知事 二井 関成

|       |                    |        |          |           |
|-------|--------------------|--------|----------|-----------|
| 氏 名   | 二級建築士又は<br>木造建築士の別 | 登録番号   | 免許取消年月日  | 免許の取消しの理由 |
| 池田 直人 | 二級建築士              | 第八三〇四号 | 平成二〇、七、七 | 申請        |

(三〇二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年七月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
柳井市山根
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊毛郡田布施町大字波野二一六一番地の二一  
有限会社サンエイ



公文書の開示の状況の公表

山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号)第二十三条の規定により、平成十九年度における公文書の開示の状況を次のとおり公表します。

平成二十年七月十五日

山口県知事 二井 関成

- 1 公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況  
公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。
- (1) 開示の請求又は申出の件数等 (単位 件)

| 開示の請求又は申出の件数 | 処 理 状 況 |              |       |       |       | その他 |
|--------------|---------|--------------|-------|-------|-------|-----|
|              | 開 示     | 部分開示         | 非 開 示 | 未 処 理 | そ の 他 |     |
| 5,943<br>(9) | 3,379   | 2,450<br>(9) | 29    | 27    | 58    |     |

備考 ( )内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

| 実施機関の区分   | 開示の請求又は申出の件数 | 処 理 状 況 |            |       |       |       | その他 |
|-----------|--------------|---------|------------|-------|-------|-------|-----|
|           |              | 開 示     | 部分開示       | 非 開 示 | 未 処 理 | そ の 他 |     |
| 総 務 部     | 69           | 6       | 62         | 0     | 0     | 1     |     |
| 総 合 政 策 部 | 50           | 49      | 0          | 0     | 1     | 0     |     |
| 地 域 振 興 部 | 22           | 11      | 10         | 0     | 0     | 1     |     |
| 環 境 生 活 部 | 88           | 31      | 44         | 5     | 0     | 8     |     |
| 健 康 福 祉 部 | 666<br>(4)   | 120     | 531<br>(4) | 2     | 3     | 10    |     |
| 商 工 労 働 部 | 26           | 5       | 13         | 8     | 0     | 0     |     |
| 農 林 水 産 部 | 115<br>(2)   | 26      | 77<br>(2)  | 1     | 0     | 11    |     |
| 土 木 建 築 部 | 2,925        | 2,629   | 260        | 0     | 22    | 14    |     |
| 会 計 管 理 局 | 2            | 1       | 1          | 0     | 0     | 0     |     |
| 計         | 3,963<br>(6) | 2,878   | 998<br>(6) | 16    | 26    | 45    |     |



|                           |              |       |              |    |    |    |
|---------------------------|--------------|-------|--------------|----|----|----|
| 議 会                       | 45           | 30    | 15           | 0  | 0  | 0  |
| 教 育 委 員 会                 | 322<br>(3)   | 38    | 273<br>(3)   | 6  | 0  | 5  |
| 選 挙 管 理 委 員 会             | 1,029        | 272   | 750          | 2  | 1  | 4  |
| 人 事 委 員 会                 | 9            | 9     | 0            | 0  | 0  | 0  |
| 監 査 委 員 会                 | 0            | 0     | 0            | 0  | 0  | 0  |
| 公 安 委 員 会                 | 0            | 0     | 0            | 0  | 0  | 0  |
| 警 察 本 部 長                 | 575          | 152   | 414          | 5  | 0  | 4  |
| 労 働 委 員 会                 | 0            | 0     | 0            | 0  | 0  | 0  |
| 収 用 委 員 会                 | 0            | 0     | 0            | 0  | 0  | 0  |
| 日 本 海 海 区 漁 業 調 整 委 員 会   | 0            | 0     | 0            | 0  | 0  | 0  |
| 瀬 戸 内 海 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 | 0            | 0     | 0            | 0  | 0  | 0  |
| 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会       | 0            | 0     | 0            | 0  | 0  | 0  |
| 公 営 企 業 管 理 者             | 0            | 0     | 0            | 0  | 0  | 0  |
| 地 方 独 立 行 政 法 人           | 0            | 0     | 0            | 0  | 0  | 0  |
| 合 計                       | 5,943<br>(9) | 3,379 | 2,450<br>(9) | 29 | 27 | 58 |

備考 ( )内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。  
 (3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

| 開 示 を し な い 理 由 の 区 分   | 部 分 開 示      | 非 開 示 | 合 計          |
|-------------------------|--------------|-------|--------------|
| 法 令 秘 等 情 報 (第1号)       | 1            | 2     | 3            |
| 個 人 情 報 (第2号)           | 2,108<br>(3) | 17    | 2,125<br>(3) |
| 法 人 等 情 報 (第3号)         | 1,022<br>(6) | 8     | 1,030<br>(6) |
| 犯 罪 捜 査 等 情 報 (第4号)     | 70           | 5     | 75           |
| 意 思 形 成 過 程 情 報 (第5号)   | 46           | 2     | 48           |
| 行 政 運 営 情 報 (第6号)       | 508          | 5     | 513          |
| 協 力 ・ 信 頼 関 係 情 報 (第7号) | 1            | 5     | 6            |
| 合 議 制 機 関 等 情 報 (第8号)   | 0            | 3     | 3            |
| 合 計                     | 3,756<br>(9) | 47    | 3,803<br>(9) |

備考  
 1 「開示をしない理由の区分」欄の ( )内は、山口県情報公開条例第11条の号名である。

- 「部分開示」欄及び「合計」欄の ( )内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。
- 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計数は、部分開示の決定又は回答の件数と非開示の決定又は回答の件数との合計件数より多くなっている。
- 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。  
 (単位 件)

| 不服申立て又は不服の申出の件数 | 不服申立てに対する決定若しくは裁決又は不服の申出に対する回答 |         |          |     | 取 下 げ 審 査 中 |
|-----------------|--------------------------------|---------|----------|-----|-------------|
|                 | 認 容                            | 一 部 認 容 | 棄 却      | 却 下 |             |
| 5<br>(1)        | 0                              | 1       | 1<br>(1) | 1   | 1           |

備考 ( )内は、前年度末に審査中であったものの件数であり、いずれも外数である。

個人情報の開示に関する利用停止の状況の公表  
 山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第三十九条の規定により、平成十九年度における個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況を次のとおり公表します。

平成二十年七月十四日

山口県民権 二 井 隆 敏

- 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況  
 個人情報情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。  
 (1) 開示の請求及び申出の件数等 (単位 件)

| 開示の請求及び申出の件数        | 処 理 状 況       |         |       |       |
|---------------------|---------------|---------|-------|-------|
|                     | 開 示           | 部 分 開 示 | 非 開 示 | 未 処 理 |
| 開示の請求<br>232<br>(4) | 134           | 79      | 0     | 3     |
| 開示の申出<br>17,581     | 17,581        | 0       | 0     | 0     |
| 合 計                 | 17,813<br>(4) | 17,715  | 79    | 3     |

備考 ( )内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳

(単位 件)

| 実施機関の区分       | 開示の請求又は申出の件数  | 処 理 状 況 |      |     |     | その他       |
|---------------|---------------|---------|------|-----|-----|-----------|
|               |               | 開 示     | 部分開示 | 非開示 | 未処理 |           |
| 総務部           | 10            | 1       | 9    | 0   | 0   | 0         |
| 総合政策部         | 0             | 0       | 0    | 0   | 0   | 0         |
| 地域振興部         | 0             | 0       | 0    | 0   | 0   | 0         |
| 環境生活部         | 16<br>(4)     | 16      | 0    | 0   | 0   | 0<br>(4)  |
| 健康福祉部         | 235           | 180     | 37   | 0   | 3   | 15        |
| 商工労働部         | 46            | 46      | 0    | 0   | 0   | 0         |
| 農林水産部         | 19            | 10      | 8    | 0   | 0   | 1         |
| 土木建築部         | 2             | 1       | 1    | 0   | 0   | 0         |
| 会計管理局         | 0             | 0       | 0    | 0   | 0   | 0         |
| 計             | 328<br>(4)    | 254     | 55   | 0   | 3   | 16<br>(4) |
| 議 会           | 0             | 0       | 0    | 0   | 0   | 0         |
| 教育委員会         | 10            | 5       | 5    | 0   | 0   | 0         |
| 選挙管理委員会       | 0             | 0       | 0    | 0   | 0   | 0         |
| 人事委員会         | 133           | 133     | 0    | 0   | 0   | 0         |
| 監査委員会         | 0             | 0       | 0    | 0   | 0   | 0         |
| 公安委員会         | 17,209        | 17,209  | 0    | 0   | 0   | 0         |
| 警察本部長         | 19            | 0       | 19   | 0   | 0   | 0         |
| 労働委員会         | 0             | 0       | 0    | 0   | 0   | 0         |
| 収用委員会         | 0             | 0       | 0    | 0   | 0   | 0         |
| 日本海海区漁業調整委員会  | 0             | 0       | 0    | 0   | 0   | 0         |
| 瀬戸内海海区漁業調整委員会 | 0             | 0       | 0    | 0   | 0   | 0         |
| 内水面漁場管理委員会    | 0             | 0       | 0    | 0   | 0   | 0         |
| 公営企業管理者       | 0             | 0       | 0    | 0   | 0   | 0         |
| 地方独立行政法人      | 114           | 114     | 0    | 0   | 0   | 0         |
| 合 計           | 17,813<br>(4) | 17,715  | 79   | 0   | 3   | 16<br>(4) |

備考 ( )内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳

(単位 件)

| 開示をしない理由の区分            | 部分開示 | 非開示 | 合計  |
|------------------------|------|-----|-----|
| 法令秘密情報 (第1号)           | 0    | 0   | 0   |
| 未成年者情報 (第2号)           | 0    | 0   | 0   |
| 第三者情報 (第3号)            | 40   | 0   | 40  |
| 法人等情報 (第4号)            | 29   | 0   | 29  |
| 犯罪捜査等情報 (第5号)          | 14   | 0   | 14  |
| 意思形成過程情報 (第6号)         | 0    | 0   | 0   |
| 評価・選考等情報 (第7号)         | 1    | 0   | 1   |
| 行政運営情報 (第8号)           | 21   | 0   | 21  |
| 協力・信頼関係情報 (第9号)        | 9    | 0   | 9   |
| 合 議 制 機 関 等 情 報 (第10号) | 0    | 0   | 0   |
| 合 計                    | 114  | 0   | 114 |

備考

- 「開示をしない理由の区分」欄の ( )内は、山口県個人情報保護条例第16条の号名である。
- 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計数は、部分開示の決定又は回答の件数と非開示の決定又は回答の件数との合計件数より多くなっている。
- 個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況  
個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。  
(単位 件)

| 訂正の請求の件数 | 処 理 状 況 |     |     |     |
|----------|---------|-----|-----|-----|
|          | 訂 正     | 非訂正 | 未処理 | その他 |
| 4        | 0       | 0   | 0   | 4   |

3 個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況

個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

| 利用停止の請求の<br>件数 | 処 理 状 況 |       |       |       |
|----------------|---------|-------|-------|-------|
|                | 利用停止    | 非利用停止 | 未 処 理 | そ の 他 |
| 1              | 0       | 0     | 0     | 1     |

4 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立ての件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

| 不服申立ての<br>件数 | 不服申立てに対する決定又は裁決 |         |     |     |   | 取 下 げ<br>取 消 | 取 下 げ<br>審 査 中 |
|--------------|-----------------|---------|-----|-----|---|--------------|----------------|
|              | 認 容             | 一 部 認 容 | 棄 却 | 却 却 | 下 |              |                |
| 6            | 1               | 1       | 0   | 0   | 3 | 0            | 1              |

平成二十七年七月十五日印刷  
發行

發行  
行人所

山口  
山口  
県  
知事  
庁

定価一箇月  
金二千七百円（送料共）